

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書

本工事は、愛媛県工事請負契約書及び愛媛県土木工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

(対象工事)

第1条 本工事は、工事期間中の日最高気温が30度以上を超える真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事である。

(施工箇所が点在型の場合)

点在する箇所毎に工事期間中の日最高気温が30度以上を超える真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事である。

(実施方法)

第2条 熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書等に記載するものとする。なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）を用いることとし、施工現場の標高に応じて下記の算定式で気温を補正するものとする。

【算定式】

$$\text{補正後の気温 (℃)}^{※1} = \text{気象観測所の気温 (℃)} - \text{標高差 (m)}^{※2} \times 0.6/100 \text{ (m)}$$

※1 補正後の気温（℃）は小数第2位四捨五入1位止めとする。

※2 標高差（m）は小数第1位四捨五入整数止めとする。

(その他)

第3条 この特記仕様書に定めのない事項については、受発注者協議によるものとする。